

非稼働病棟を有する医療機関への対応について

根拠

地域医療構想の進め方について（平成30年2月7日 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟）を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。

令和4年度の対応（案）

調査対象

- 令和4年度は、「令和3年度病床機能報告」において、非稼働病棟（※）を有すると報告のあった病院を調査対象とする。
※ 非稼働病棟：病床がすべて稼働していない病棟（令和2年4月1日から令和3年3月31までの1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟）

スケジュール（予定）

- 10～11月 対象病院に調査票を送付し、調査を実施
- 12月以降 第3回地域医療構想調整会議で調査結果を報告
非稼働病棟の現状・今後の動向を共有し、再稼働に向けた協議を行う。
(必要に応じ、対象病院に地域医療構想調整会議への出席と説明を依頼する。)